

議事（1）岡山県動物愛護センターの現状について

1 事務局から資料(p1～10)に沿って説明。

2 委員意見及び事務局答弁

（1）奥田委員

資料1ページの「保護収容した犬猫のホームページへの掲載期間」について、犬は2週間、猫は1週間となっており、犬と猫で1週間の違いがある理由はどうなっているのか。

（事務局）

犬は狂犬病予防法に基づき抑留している。法では市町村長が公示する期間は2日間となっているが、2日間では短すぎるということで、動物愛護センターから市町村長あてに公示期間を1週間程度とするよう依頼している。その1週間に加え、動物愛護センターのホームページの保護収容情報への掲載期間は、さらに1週間延長している。猫は動物愛護センターのホームページの保護収容情報に掲載するのは、病気又は負傷の成猫のみであり、負傷等以外は収容するための法的な定めはないため、ホームページへの掲載期間は1週間としている。ただし、負傷等の程度によりホームページへ写真掲載できかねる状態の猫が多いこともあり、あまり長い期間掲載をしていない。猫を2週間掲載することも構わないと思われる。

（2）奥田委員

資料2ページの「多頭飼育崩壊」について、岡山県の規制はどうなっているのか。何をもって多頭飼育と言っているのか。

（事務局）

岡山県には多頭飼育について、10頭以上などの定義や届出制度はない。他の自治体では条例により定めているところもある。頭数については10頭以上が目安となる場合が多いが、5頭以上でも多いと感じる。5頭以上飼育している飼い主から相談があれば、多頭飼育の目安として考えている。

（奥田委員）

岡山県では多頭飼育の条例がないとは、どうなっているのか。多くの自治体で10頭以上の規制があると思うが。

（事務局）

条例で定めている自治体は少ないと思う。

おそらく化製場法のことと思われる。岡山県でも市街地で犬を10頭以上飼育する場合

は、許可を受けなければならない場合がある。猫は規制がない。多頭飼育崩壊を防ぐ目的ではなく、環境汚染を防ぐ目的のためである。化製場法の管轄は、動物愛護センターでなく各保健所となっている。

今回の法改正に基づく県条例の改正の際に、多頭飼育について盛り込もうと試みたが、他県で条例を制定して多頭飼育が減った等の実績がなければ入れられないとの条件を課せられ、県条例により定めることができなかった。他県での成果を注視しながら、今後盛り込んでいく方向で考えている。

(春名委員)

一般家庭で5頭飼っている人は大勢いる。それを多頭飼育で指導するのは難しいと思われる。少なくとも10頭以上とか、ある程度頭数をまとめてブリーディングしたりとかするのを指導するのが動物愛護センターの役割と思う。家庭内で5頭飼っているのを指導するのは困難と思われるので考慮していただきたい。

(3) 奥田委員

資料4ページの「動物取扱業」について、新型コロナウイルスの影響はどうか。例えば販売業が増えてきているとか。

(事務局)

販売業は、新型コロナウイルスの影響により、自宅で過ごす時間が長くなり、ペットを購入する人が増えたとの情報は聞いているが、統計データはない。コロナの影響で廃業に追い込まれたという事案は聞いていない。

(4) 奥田委員

資料6ページの「団体譲渡」と「特別譲渡」について、「団体譲渡」は「特別譲渡」と随分異なるものなのか。譲渡実績によると、団体譲渡の割合は、犬は60%を超えている。県の考え方はどうなっているのか。

(事務局)

「団体譲渡」はボランティア団体を介して、病気や、性格に問題があり一般の方が飼うには難しいと思われる個体について、ボランティア団体に譲渡して、ボランティア団体の元で新たに飼い主を探していただく。

「団体譲渡」から漏れた個体を「特別譲渡」としている。病気がかなり重い、かなり高齢などの条件を理解した上で、自分なら飼うことができると覚悟のある方に譲渡をするため、ホームページに掲載しているが、なかなか希望者が現れないため、特別譲渡に至るケースは少なく、ボランティア団体が引き取ってくれることが多いのが現状となっている。

これらの理由により、譲渡の全体に占める「団体譲渡」の割合が、60%から75%となっている。「特別譲渡」は少なく数パーセントとなっている。

動物愛護センターとしては、団体譲渡に頼っているところがある。ボランティア団体に何かあって機能しなくなったり、ボランティア団体が飼育崩壊になったりする事例が他県であったりするので、飼育崩壊にならないように、ボランティア団体が飼育している頭数を把握した上で、飼育できる頭数の範囲内で譲渡するよう考えている。

(5) 松本委員

資料4ページの「施設の立入指導」について、推進員1名から「業者の飼養現場を見たい。」という意見があるが、立入指導に同行することは可能なのか。

(事務局)

施設の立入指導は、県知事が発行する身分証明書を携行して実施している。同行は遠慮いただきたい。

**議事(2) 岡山県動物愛護推進員活動について**

1 事務局から資料(p11~12)に沿って説明。

2 委員意見及び事務局答弁

意見なし

**議事(3) 岡山県動物愛護管理推進計画について**

1 事務局から資料(p13~14)に沿って説明。

2 委員意見及び事務局答弁

(1) 奥田委員

犬猫の引取数、殺処分率及び殺処分数の行政目標は達成されているが、今後の動物愛護行政の重点目標はなにか。

(事務局)

引取数、殺処分数の減少に対する施策のポイントとしては、飼い主が最期まできちんと飼うということで終生飼養、遺棄の防止、繁殖制限が重要である。適正に終生飼養していただくことが最も大切なことと考えているので、啓発が大事になってくる。また、現在、野良猫問題が大きな課題となっているので、一昨年度から地域猫活動を実施している。野良猫に困っている地域の住民が、自分たちで餌・糞の管理をして野良猫と共生していこうと考えて、自分たちで動物愛護センターに野良猫を連れてきて避妊去勢手術を受けさせようとする場合は、避妊去勢手術をして地域猫活動を支援している。岡山市と倉敷市では助成金の交付等により地域猫活動を支援している。猫を増やさないようにする活動が大事になってくる。

(奥田委員)

地域猫は、屋内飼育ではなく屋外飼育を認めるということか。

(事務局)

地域猫は、地域に居ついた猫で、屋外飼育を認めるのではない。野良猫を単に捕まえて殺処分するのではなく、一代限りの命を全うさせ、野良猫をこれ以上増やさないようにしていこうという活動である。野良猫との共生を目指す地域の方に対して、活動の内容を動物愛護センターに報告してもらい、センターが審査し、適切に管理できると認めた場合は、猫を動物愛護センターに連れてきてもらい避妊去勢して支援をする。

(春名委員)

各動物病院でも餌やり等で繁殖していく猫に対して、病院が避妊去勢手術をするなどしたりして努力している。獣医師会としては、団塊世代も高齢化が進み、飼えなくなった犬猫の施設を作ることを課題として取り組んでいる。

#### 議事（４）その他

##### 1 委員意見及び事務局答弁

###### (1) 奥田委員

野生動物が保有している病原体について研究していくという話は、岡山県であるでしょうか。

(春名委員)

野生動物は、管轄が農林になる。動物愛護センターが野生動物について取り組むシステムになっていない。

(事務局)

野生動物を管轄していないので、動物愛護センターでは調査等ができない。

(奥田委員)

動物に関しては、動物愛護センターが一番中心になってやっていくのでは。

(春名委員)

犬・猫の人畜共通感染症については、動物愛護センターが管轄するが、野生動物はできない。

###### (2) 松本委員

保護活動をしているボランティア団体について、実績のあるボランティア団体でも譲渡会場が見つからなくて、毎回苦慮している。動物愛護センターから提供できる施設や会場があれば、各団体に連絡してほしい。

譲渡会場では固体の譲渡だけを行うことが多い。譲渡してから数日後に、迷子になることが多い。SNSなどで検索の記事を見る。そこで啓発活動として、マイクロチップの装着、迷子の届け出などのパネルを展示して、正しい飼い方についてすべてのボランティア団体に意識していただくことが大切。動物愛護センターで開催している飼

い方教室（譲渡講習会）に、ボランティア団体から譲渡を受ける飼い主にも参加してもらうなどしたらよいのではないかと思います。

（事務局）

ボランティア団体が主催する譲渡会の会場のあっせんは、困難である。

（松本委員）

新型コロナウイルスの影響もあり、会場の確保が難しくなっている。

（事務局）

マイクロチップの啓発については、動物愛護センターでは、譲渡対象となる動物にはマイクロチップを入れて譲渡している。愛護フェスティバル、ラジオ放送など、できるだけ広報している。これから譲渡団体に対しても、啓発を勧めていきたいと考えている。

譲渡講習会は、主に動物愛護センターで実施する譲渡会に参加するための講習会となっており、新型コロナウイルスの影響で人数を制限しているため、会場が限られており、定期開催している譲渡講習会では対応することが難しい。

（國近委員）

譲渡講習会は、譲渡会に参加する方だけでなく、動物愛護センター以外から譲渡を受けた方や、これから飼育しようとする方も、受け入れている。定期開催している譲渡講習会へ参加希望される場合は、大勢受け入れることは難しいが、10人以上集まるのであれば、随時相談を受け付けている。なるべく対応させていただく。

### （3）奥田委員

動物愛護推進員の手当、メリットはあるのでしょうか。協力をするということでしょうか。資料11ページに推進員の活動内容がたくさん記載されていますが、これらを実行していくのは、かなりの労力もいると思われる。

（事務局）

申し訳ないが手当はなく、ボランティア的な面が大きい。協力をいただいているのが現状である。協力中の負傷等に対する補償として、ボランティア保険には加入している。